

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

条 例

- 条例第3号 宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例
……………（自治振興課）…2
- 条例第4号 宇治市墓地公園条例……………（環境企画課）…2
- 条例第5号 お茶と宇治のまち歴史公園条例
……………（歴史まちづくり推進課）…5
- 条例第6号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……………（建築指導課）…8
- 条例第7号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例
……………（介護保険課）…11
- 条例第8号 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
……………（介護保険課）…12
- 条例第9号 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（介護保険課）…16
- 条例第10号 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
……………（介護保険課）…18
- 条例第11号 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
……………（介護保険課）…19
- 条例第12号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
……………（国民健康保険課）…20
- 条例第13号 宇治市市税条例の一部を改正する条例
……………（市民税課）…21

告 示

- 告示第43号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…24
- 告示第44号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…24
- 告示第45号 令和3年度固定資産の価格等の登録
……………（資産税課）…24
- 告示第46号 指定代理納付者の指定……………（ごみ減量推進課）…24
- 告示第48号 議決予算の公表……………（財務課）…24

公 告

- 公告第11号 公聴会の開催……………（都市計画課）…38

公 平 委 員 会

- 規則第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………39

公 営 企 業

- 告示第6号 収納の事務の委託……………39

条 例

宇治市集会館に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第3号

宇治市集会館に関する条例の一部を改正する条例

宇治市集会館に関する条例（平成27年宇治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 解体撤去 既存の集会所の全部を除却することをいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 維持管理費 集会所の使用に伴う電気料金、水道料金その他維持及び管理に要する費用をいう。

第13条第1項各号列記以外の部分中「第5号」を「第8号」に改め、同条第2項を削る。

別表第1中

「		を	
宇治市宇治半白76番地3	宇治市新半白集会所		
宇治市宇治下居82番地6	宇治市下居集会所		
」		」	

に、

宇治市宇治半白76番地3	宇治市新半白集会所
--------------	-----------

」

「

を

宇治市木幡熊小路19番地144	宇治市西木幡集会所
宇治市横島町一ノ坪321番地9	宇治市一ノ坪集会所

」

「

に、

宇治市木幡熊小路19番地144	宇治市西木幡集会所
-----------------	-----------

」

「

を

宇治市伊勢田町名木2丁目1番地59	宇治市名木西集会所
宇治市伊勢田町ウトロ2番地89	宇治市伊勢田西集会所

」

「

に改

宇治市伊勢田町名木2丁目1番地59	宇治市名木西集会所
-------------------	-----------

」

める。

別表第2の備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第12条、第13条関係）

補助金の交付の対象となる事業及び費用		補助率	補助限度額
(1) 新築		2分の1	5,000,000円
(2) 建て替え（第5号に掲げるものを除く。）	建築に係る部分	2分の1	5,000,000円
	解体撤去に係る部分	2分の1	5,000,000円
(3) 改修（次号及び第6号に掲げるものを除く。）		2分の1	5,000,000円
(4) 公共下水道への接続及び接続に伴う改修		3分の2	1,500,000円
(5) 耐震化のための建て替え（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する耐震不明建築物（以下「耐震不明建築物」という。）である集会所であつて、耐震診断の結果を基に耐震性能が不足していると市長が認めるものに係る建て替えに限る。）	建築に係る部分	3分の2	3,000,000円
	解体撤去に係る部分	2分の1	5,000,000円
(6) 耐震化のための改修（耐震不明建築物である集会所であつて、耐震診断の結果を基に耐震性能が不足していると市長が認めるものに係る改修に限る。）		3分の2	3,000,000円
(7) 耐震診断（耐震不明建築物である集会所に係るものに限る。）		3分の2	1,000,000円
(8) 解体撤去（第2号及び第5号に掲げるものを除く。）		2分の1	5,000,000円
(9) 維持管理費		10分の1	1年につき150,000円

別表第2の備考第1項中「第4号まで」を「第6号まで及び第8号」に、「第13条第1項」を「第13条」に改め、同表の備考第2項中「第4号」を「第5号」に、「事業に」を「事業（建築に係る部分の事業に限る。）」に要する費用及び第6号に掲げる事業に」に、「事業と」を「事業（建築に係る部分の事業に限る。）」とに改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に申請があつた補助金について適用し、同日前に申請があつた補助金については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市墓地公園条例を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第4号

宇治市墓地公園条例

宇治市墓地公園条例（平成4年宇治市条例第10号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 墓所（第3条―第16条）
- 第3章 合葬式墓地（第17条―第26条）
- 第4章 雑則（第27条―第30条）

附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 公園と一体となつた墓地を設け、緑に包まれた憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の福祉の向上に寄与するため、宇治市墓地公園（以下「墓園」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
宇治市天ヶ瀬墓地公園	宇治市宇治金井戸7番地の44

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓所 墓園において、墳墓を設けるために区画された土地の一区画をいう。
- (2) 墳墓 墓碑等によつて表示した焼骨及びこれに準ずるものを埋蔵する施設をいう。
- (3) 合葬室 複数の焼骨を合同で埋蔵する施設をいう。
- (4) 個別安置室 焼骨を個別に安置する施設をいう。
- (5) 記名板 合葬室に埋蔵された者又は個別安置室に安置された者の氏名等を刻字した板を設置する施設をいう。
- (6) 合葬式墓地 合葬室、個別安置室及び記名板をいう。

第2章 墓所

（使用の制限）

第3条 墓所は、墳墓及びその附属工作物（規則で定める附属工作物をいう。以下「墳墓等」という。）の設置以外の目的に使用することができない。

- 2 墓所には、死体を埋葬してはならない。
- 3 墓所の使用は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の墓所の位置は、市長が指定する。

（使用者の資格）

第4条 墓所を使用することができる者は、本市に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（公募及び選考）

第5条 市長は、墓園の名称及び位置、墓所の位置、規格及び数、墓所使用料及び墓園管理料並びにその他規則で定める事項を公示し、墓所を使用しようとする者を公募するものとする。

2 市長は、前項の公募に応じた者を規則で定める方法により選考するものとする。

（使用の許可）

第6条 前条第2項の規定により選考された者が墓所を使用しようとするときは、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき（第12条に規定する墓所使用権を承継するときを除く。）も、同様とする。

2 市長は、前項の許可に墓所の管理上必要な条件を付することが

できる。

（墓所使用料）

第7条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第1に定める墓所使用料を規則で定める期日までに納付しなければならない。

2 既納の墓所使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、墓所使用料の全部又は一部を還付することができる。

（墓所使用許可証の交付）

第8条 市長は、前条第1項の墓所使用料を納付した者（以下「墓所使用者」という。）に墓所使用許可証を交付するものとする。

（墓園管理料）

第9条 墓所使用者は、墓園の維持及び管理に要する経費として、別表第1に定める墓園管理料を毎年、規則で定める期日までに納付しなければならない。

2 既納の墓園管理料は、還付しない。

（墳墓の設置等）

第10条 墓所使用者は、墳墓等を設置し、改修し、又は移転しようとするときは、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 墳墓等の設置に係る制限は、規則で定める。

（移転又は改葬命令）

第11条 市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、墓所使用者に墳墓等を他の墓所に移転させ、又は埋蔵されている焼骨を改葬させることができる。

2 前項の規定により墳墓等を移転させ、又は改葬させようとするときは、市長は、あらかじめ墓所使用者にその旨を通知するとともに、これによつて生じる費用を補償しなければならない。

（墓所使用権の承継）

第12条 第6条第1項の許可により墓所を使用する権利（以下「墓所使用権」という。）は、墓所使用者に代わつて祭祀を主宰する者が市長の承認を受けて承継することができる。

（使用の許可の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、第6条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 墓所使用者が許可を受けた目的以外の目的で墓所を使用した場合
- (2) 墓所使用者が墓所使用権を譲渡し、又は転貸した場合
- (3) 墓所使用者が許可を受けた日から起算して5年を経過しても墳墓を設置しない場合
- (4) 墓所使用者が墓園管理料を3年間納付しない場合
- (5) 墓所使用者が法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反した場合
- (6) 墓所使用者の死亡の日から3年を経過しても、祭祀を主宰すべき者が判明しない場合
- (7) 墓所使用者の所在が不明となつてから7年を経過し、かつ、祭祀を主宰すべき者が判明しない場合

2 前項第1号から第5号までの規定により第6条第1項の許可を取り消された者は、使用していた墓所を直ちに原状に復し、市長に返還しなければならない。

3 市長は、前項の義務が履行されない場合は、これを執行し、その費用を義務者から徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その費用を徴収しないことができる。

4 第1項第6号及び第7号の規定による第6条第1項の許可の取消しの通知書は、規則で定める方法により送達するものとする。

（使用の許可の取消しによる墳墓等の移転）

第14条 市長は、前条第1項第6号及び第7号の規定により第6

条第1項の許可を取り消した場合は、当該取消しをした日から3年を経過した日以後に、墳墓等を適当であると認める場所に移転することができる。

2 市長は、前項の移転をする前に祭祀を主宰すべき者から墓所使用権の承継の申請があつたときは、これを承認することができる。

3 第1項の規定により墳墓等を移転したときは、当該墳墓等の所有権は本市に帰属するものとする。

（墓所の返還等）

第15条 墓所使用者は、墓所が不用になつたときは、直ちに市長に届け出て、自己の費用をもつて当該墓所を原状に復し、これを返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

2 市長は、前項の規定により墓所の返還を届け出た者が原状回復の義務を履行しない場合は、これを執行し、その費用を義務者から徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その費用を徴収しないことができる。

（免責）

第16条 本市は、墳墓等に損害が生じてもその責めを負わない。ただし、当該損害が本市の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

第3章 合葬式墓地

（使用の制限）

第17条 合葬室及び個別安置室は、焼骨の埋蔵又は安置の目的以外に使用することができない。

2 合葬室及び個別安置室には、管理上必要な場合を除き、立ち入ることができない。

3 個別安置室において焼骨を安置する位置は、市長が指定する。

4 合葬式墓地において焼骨を埋蔵し、又は安置するための容器は、市長が指定する。

（使用者の資格）

第18条 合葬式墓地を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 規則で定める親族の焼骨を埋蔵し、又は安置しようとする者

(2) 次条第1項の許可の申請の際に65歳以上の者で、その死後において自己の焼骨を埋蔵し、又は安置しようとするもの

（使用の許可）

第19条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に合葬式墓地の管理上必要な条件を付することができる。

（個別安置室の使用期間）

第20条 個別安置室の使用の許可を受けようとする者は、その使用する期間（以下「使用期間」という。）について、10年間又は20年間のいずれかを選択するものとする。

2 市長は、使用期間が経過したときは、当該許可に係る焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。この場合において、使用期間は、前条第1項の許可を受けた日から起算する。

（合葬式墓地使用料）

第21条 第19条第1項により許可を受けた者は、別表第2に定める使用料（以下「合葬式墓地使用料」という。）を規則で定める期日までに納付しなければならない。

2 既納の合葬式墓地使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、合葬式墓地使用料の全部又は一部を還付することができる。

（合葬式墓地使用許可証の交付）

第22条 市長は、合葬式墓地使用料を納付した者（以下「合葬式墓地使用者」という。）に合葬式墓地使用許可証を交付するものとする。

（埋蔵のための措置）

第23条 合葬式墓地使用者のうち、第18条第2号に掲げる者（以下「生前予約使用者」という。）は、その死後に自己の焼骨が合葬式墓地に埋蔵され、又は安置されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、生前予約使用者の焼骨が持ち込まれたときは、当該焼骨を合葬式墓地に埋蔵し、又は安置しなければならない。

（使用の取りやめ）

第24条 合葬式墓地使用者は、第19条第1項の許可を受けた日から焼骨を埋蔵し、又は安置する前までに合葬式墓地を使用する必要がなくなつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（使用の許可の取消し）

第25条 市長は、合葬式墓地使用者が第19条第1項の許可を受けた日から焼骨を埋蔵し、又は安置する前までに次の各号のいずれかに該当した場合は、当該許可を取り消すことができる。

(1) 合葬式墓地を使用する権利を譲渡し、又は転貸した場合

(2) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反した場合（焼骨の返還）

第26条 合葬式墓地に埋蔵し、又は安置した焼骨は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

（損害の賠償）

第27条 墓園において、その責めに帰すべき理由により、施設及び設備を損傷し、又は滅失した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、当該損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理等）

第28条 市長は、墓園の管理を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を指定することができる。

2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、墓園の管理を行わなければならない。

3 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 第10条第1項の許可に関する業務

(2) 墓園の施設、設備等の維持及び管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

4 第1項の規定により指定管理者に墓園の管理を行わせる場合における第10条の規定の適用は、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（行為の禁止）

第29条 墓園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、墓園の管理上必要がある場合は、この限りでない。

(1) 墓園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(5) 家畜類を放つこと。

(6) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、墓園の管理上支障があると認められる行為

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第28条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係、第9条関係）

種別	墓所使用料	墓園管理料
2平方メートル墓所	500,000円	4,000円
3平方メートル墓所	750,000円	6,000円
4平方メートル墓所	1,000,000円	8,000円

別表第2（第21条関係）

施設の区分		金額（1体につき）	
		市内	市外
合葬室		55,000円	82,500円
個別安置室	10年	110,000円	165,000円
	20年	165,000円	247,500円
記名板		55,000円	82,500円

備考

- 「市内」とは、第19条第1項の許可の申請の際に申請者が本市に住所を有する者である場合をいう。
- 「市外」とは、前項に定める場合以外の場合をいう。
- 個別安置室の金額には、第20条第2項の規定により合葬室に焼骨を埋蔵したことによる当該合葬室の使用料を含む。

（揭示済）

お茶と宇治のまち歴史公園条例を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第5号

お茶と宇治のまち歴史公園条例

（目的及び設置）

第1条 国史跡宇治川太閤堤跡を保存し、及び活用するとともに、宇治の歴史、文化及び宇治茶への理解を深め、もつて観光及び地域の振興に寄与するため、お茶と宇治のまち歴史公園（以下「歴史公園」という。）を宇治市菟道丸山203番地の1に設置する。

（事業）

第2条 歴史公園は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 国史跡宇治川太閤堤跡の保存及び活用に関する事業
- 宇治の歴史、文化及び観光に係る情報発信に関する事業
- 宇治茶の魅力発信に関する事業
- 歴史公園の使用に関する事業
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

（行為の許可）

第3条 歴史公園において次の各号のいずれかの行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 物品を販売し、又は頒布すること。
- 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 別表第1から別表第3までに掲げる施設、附属設備等（以下「施設等」という。）を使用すること。

- 別表第4に掲げる行為をすること。

- 前各号に掲げるもののほか、市長が許可が必要であると認められる行為

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可を与えないことができる。

- 公の秩序、善良な風俗又は公益を害するおそれがあると認められる場合
- 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められる場合
- 歴史公園の管理上支障があると認められる場合

3 市長は、第1項の許可に歴史公園の管理上必要な条件を付することができる。

（行為の禁止）

第4条 歴史公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、歴史公園の管理上必要がある場合は、この限りでない。

- 歴史公園の土地又は物件を損傷し、又は汚損すること。
- 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 指定された立入禁止区域内に立ち入ること。
- 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- 前各号に掲げるもののほか、歴史公園の管理上支障があると認められる行為

（入園の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、歴史公園への入園を拒み、又は歴史公園からの退去を命ずることができる。

- 第3条第2項各号のいずれかに該当すると認める場合
- この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は市長若しくはその命を受けた者の指示に従わない場合

（使用の禁止又は制限）

第6条 市長は、災害その他の理由により歴史公園の使用が危険であると認める場合は、その区域を定めて使用を禁止し、又は制限することができる。

（監督処分）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは歴史公園からの退去を命ずることができる。

- この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反した者
- 第3条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- 偽りその他不正な手段により第3条第1項の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

- 歴史公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 歴史公園の保全又は公衆の歴史公園の使用に著しい支障が生じた場合
- 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合